名　称　石巻漁港第三号灯浮標
位　置
　所在地　宮城県石巻港（石巻漁港西防波堤灯台の南東方約六五〇メートル）
　北緯　三八―二四―〇七
　東経　一四一―二〇―四五
変更した事項
　位　置
　　所在地　宮城県石巻港（石巻漁港西防波堤二区東灯台の東北東方約五九メートル）
　　北緯　三八―二四―〇七
　　東経　一四一―二〇―四五
変更年月日　平成二十二年十二月九日

名　称　石巻漁港第四号灯浮標
位　置
　所在地　宮城県石巻市（石巻漁港西防波堤灯台の南東方約八三〇メートル）
　北緯　三八―二四―一一
　東経　一四一―二〇―五七
変更年月日　平成二十二年十二月九日

名　称　宇治山田港大湊防波堤灯台
位　置
　所在地　三重県宇治山田港（大湊防波堤外端）
　北緯　三四―三一―四五
　東経　一三六―四五―三三
変更した事項
　光　度　実効光度七八カンデラ
　光達距離　五・〇海里
　高　さ　地上から構造物の頂部まで七・九メートル　平均水面上から灯火まで九・八メートル
変更年月日　平成二十二年十二月九日

○海上保安庁告示第三十六号

航路標識の名称その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十三年二月二日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名　称　室蘭港第三号灯浮標
位　置
　所在地　北海道室蘭港第二区（室蘭港南防波堤灯台の東方約二・〇キロメートル）
　北緯　四二―二〇―五一
　東経　一四〇―五八―二六
変更した事項
　名　称　室蘭港第三号灯標
　塗色及び構造　緑色円筒形頭標一個付　柱形
　光　度　実効光度四〇カンデラ
　光　弧　全度
　高　さ　平均水面上から構造物の頂部まで八・四メートル　平均水面上から灯火まで八・二メートル
変更年月日　平成二十二年十二月十日

名　称　釧路白糠港南防波堤灯台
位　置
　所在地　北海道白糠郡白糠町（白糠港南防波堤外端）
　北緯　四二―五七―〇四
　東経　一四四―〇五―〇五
変更した事項
　光　度　閃光実効光度七八カンデラ　不動光七カンデラ
　光達距離　閃光五・〇海里　不動光二・〇海里
変更年月日　平成二十二年十二月十日

○海上保安庁告示第三十七号

航路標識の名称その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十三年二月二日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名　称　室蘭港第三号灯標
位　置
　所在地　北海道室蘭港第一区（室蘭港南防波堤灯台の東南東方約二・〇キロメートル）
　北緯　四二―二〇―三八
　東経　一四〇―五八―二〇
変更した事項
　名　称　室蘭港第四号灯標
　塗色及び構造　赤色円すい形頭標一個付　柱形
　光　度　実効光度四〇カンデラ
　光　弧　全度
　高　さ　平均水面上から構造物の頂部まで八・四メートル　平均水面上から灯火まで八・二メートル
変更年月日　平成二十二年十二月十三日

名　称　渡波港長浜防波堤灯台
位　置
　所在地　宮城県渡波港（長浜防波堤外端）
　北緯　三八―二四―一〇
　東経　一四一―二一―四五
変更した事項
　光　度　閃光実効光度二五カンデラ　不動光二カンデラ
　光達距離　閃光三・五海里　不動光一・〇海里
　高　さ　地上から構造物の頂部まで八・一メートル　平均水面上から灯火まで一四メートル
変更年月日　平成二十二年十二月十三日

名　称　与名間埼灯台
位　置
　所在地　鹿児島県大島郡天城町（与名間埼）
　北緯　二七―五二―五四
　東経　一二八―五三―二九
変更した事項
　光　度　実効光度三、七〇〇カンデラ
　光達距離　一二・〇海里
変更年月日　平成二十二年十二月十三日

○東北地方整備局告示第十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年二月二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年二月二日

供用開始の区間　東北地方整備局　図面縦覧場所

路線名　一号

供用開始の期日　平成二十三年二月二日

○中部地方整備局告示第十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年二月二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年二月二日

中部地方整備局長　富田　英治

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　一号

(三)　道路の区域

区間　変更前　変更後　別　敷地の幅員　延長　備考

三重県三重郡朝日町大字小向字白部子四一番の一から四日市市釆女町字清水二九九八番の一八まで

前　C　一九・六〇〇メートル　一二〇・〇〇〇メートル　一七・四三二キロメートル
　B　一七・五〇〇メートル　一六・〇〇〇メートル　一七・六九〇キロメートル
　A　三〇・〇〇〇メートル　一四七・〇〇〇メートル　三・〇八一キロメートル
後　C　九・六〇〇メートル　一二〇・〇〇〇メートル　一七・四三二キロメートル
　B　一九・五〇〇メートル　一七六・〇〇〇メートル　一七・六九〇キロメートル
　A　三〇・〇〇〇メートル　一四七・〇〇〇メートル　三・〇八一キロメートル

上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局北勢国道事務所

○中部地方整備局告示第十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年二月二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年二月二日

中部地方整備局長　富田　英治

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

十九号　長野県木曽郡上松町大字荻原二三一七番四から同町大字荻原二三三〇番一まで　中部地方整備局及び同局飯田国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年二月二日